NPO 法の改正等に伴う

特定非営利活動法人人間中心設計推進機構 定款変更箇所

新旧対照表 旧 (入会金及び会費の不返還) (拠出金品の不返還) 第12条 既に納入した入会金、会費は、返還 第12条 既に納入した入会金、会費その他の 拠出金品は、返還しない。 しない。 (総会の権能) (総会の権能)

- る。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任、役員の解任、職務及び報酬
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 解散における残余財産の帰属先
- (8) その他運営に関する重要事項

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げ るものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴 う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成 し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得 | 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得 ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立

- 第22条 総会は、以下の事項について議決す 第22条 総会は、以下の事項について議決す る。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 監事の選任、役員の解任、職務及び報酬
 - (6) 資産の管理の方法
 - (7) 解散における残余財産の帰属先
 - (8) その他運営に関する重要事項

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げ るものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴 う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が 作成し、理事会の議決を経なければならな V,

(暫定予算)

ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立

- の日まで前事業年度の予算に準じ収益費 用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算 の収益費用とみなす。

(公告の方法)

- 場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定 する貸借対照表の公告については、この 法人のホームページにおいて行う。
- の日まで前事業年度の予算に準じ収入支 出とすることができる。
- の収入支出とみなす。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示 場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。